

一定の投資性金融商品の販売に係る

**重要情報シート（個別商品編） アクティブ運用型 ETF**

**1. 商品等の内容（当社は、お客さまに上場有価証券の売買の取次ぎを行っています）**

<b>金融商品の名称・種類</b>	政策保有解消推進 ETF（2081）
<b>組成会社（運用会社）</b>	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
<b>金融商品の目的・機能</b>	我が国の金融商品取引所に上場する内国普通株式に投資します。政策保有株式※の純資産における比率が一定以上の銘柄のなかから、利益水準や財務状況、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。 ※ 企業の財務諸表開示資料において、保有目的が純投資以外の目的である保有株式、かつ上場している株式を当ファンドでは「政策保有株式」とします。
<b>商品組成に携わる事業者が想定する購入層</b>	中長期での資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容する方を想定しています。また、以下についてご理解いただける方に適しています。 ・ アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること ・ ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること ・ 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと
<b>顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保</b>	【運用体制】 運用本部とは別の組織として投資政策委員会を設置し、投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。運用本部は投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。 <運用担当者の運用実績経験> 運用経験が10年以上の運用責任者を運用本部におき、投資の意思決定及びポートフォリオの管理を担当しています。 【検証体制】 投資政策委員会が当ファンドの運用状況をモニタリングし、運用成果と運用プロセスが適切か否かを検証しています。また、運用本部とは組織的に分離し、業務上独立しているリスク管理統括本部が、リスク管理の観点から、各ファンドの運用リスク、運用リスク管理状況のモニタリングを実施しています。モニタリングや検証の結果は、必要に応じて、取締役会・経営陣含む関係部署にフィードバックされます。
<b>パッケージ化の有無</b>	ありません。
<b>クーリング・オフの有無</b>	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。

- （質問例）① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。
- ④ この商品が運用手法によってあげられる収益（ベンチマーク（投資信託の運用にあたっての指標）を上回ることまたは下回ること）に関して、組成会社から、当該収益に関する評価や市場環境の見通し、これらを踏まえた今後の展望等が示されているのであれば、その内容を説明してほしい。

## 2. リスクと運用実績（本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容 ※右記に限定されるものではありません。	<ul style="list-style-type: none"><li>・国内上場株式の市場価格の変動による影響を受けます。</li><li>・投資先などの破綻や財務状況の悪化による影響を受けます。</li><li>・本商品の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、必ずしも基準価額と一致するものではありません。</li></ul>
〔参考〕 過去1年間の収益率 (市場価格ベース)	当ファンドは直近1年間の市場価格騰落率がないため、表示することはできません。 (2024年3月末現在)
〔参考〕 過去5年間の収益率 (市場価格ベース)	当ファンドは直近1年間の市場価格騰落率が5年分ないため、表示することはできません。 (2024年3月末現在)

※ 損失リスクの内容の詳細は、組成会社（運用会社）が作成した本商品にかかるウェブページに掲載されている目論見書のほか、東京証券取引所・有価証券上場規定に基づき、組成会社（運用会社）が作成する「国内アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書（別紙）」に記載しています。

(質問例) ⑤ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。

⑥ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

## 3. 費用等（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用 (販売手数料など)	国内株式等の売買に係る委託手数料がかかります。
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	運用管理費用は、ファンドの純資産総額に対して年0.99%（税抜年0.90%）以内 その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、これらの費用等は、事前に料率、上限額等を表示することができません。（2023年9月6日現在）
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。（2023年9月6日現在）

※ 購入時に支払う費用は、上場有価証券等書面に記載しています。

(質問例) ⑦ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑧ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

## 4. 換金の条件（本商品を換金する場合、一定の不利益を被ることがあります）

この商品の償還期限はありません。但し、繰上償還等により上場廃止される場合があります。

この商品を売却する場合には、国内株式等の売買に係る委託手数料がかかります。

※ 本商品を換金する場合、一般的には、金融商品取引業者等を通じて、取引所市場で売却することになります。

※ 売却時に支払う費用は、上場有価証券等書面に記載しています。

(質問例) ⑨ 私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

## 5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社は、この商品の組成会社（運用会社）等との間で資本関係等の特別の関係はありません。

当社の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対処方針については、「利益相反管理方針の概要」をご参照ください。（<https://www.mizuho-sc.com/souhan.html>）

(質問例) ⑩ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

## 6. 租税の概要（NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

分配時に、配当所得として、収益分配金に対して 20.315%が課税されます。また、売却時および償還時に、譲渡所得として、売却時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%が課税されます。本商品は、NISA(成長投資枠) の対象商品です。

## 7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

<b>販売会社（当社）が作成した「上場有価証券等書面」</b>	<a href="https://www.mizuho-sc.com/risk.html">https://www.mizuho-sc.com/risk.html</a>	
リンク先の「上場有価証券等書面」の最新版をご参照ください。		
<b>組成会社（運用会社）が作成した本商品にかかるウェブページ</b>	<a href="https://www.simplexasset.com/etf/etf.html">https://www.simplexasset.com/etf/etf.html</a>	
右記の URL 等は、商品のラインナップのページへのリンクです。ページ内の「当該商品」をクリック後、「目論見書」ファイルをご選択いただくことができます。		
<b>組成会社（運用会社）が作成した「内国アクティブ運用型 ETF の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書（別紙）」</b>	<a href="https://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html">https://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html</a>	
東証上場会社情報サービス→（証券コードで検索）→「基本情報」→「縦覧書類/PR 情報」→「その他」の欄において閲覧できます。		

上場有価証券等の売買等を行うに当たっての注意事項等をまとめた「上場有価証券等書面」、金融商品の内容等を記した「目論見書」については、ご希望があれば、紙でお渡します。

(2024/3/31)